

No. 1

案件の名称	(仮称) 村上市まちづくり基本条例(素案)についてのご意見
<ul style="list-style-type: none">●まちづくり基本条例は、自治体の憲法です。 第4条に(市民の役割)はありますが、市民の権利(生活権、市政への参加権、情報公開請求権)はありません。 ●男女共同参画の時代なのに、男女共同参画の言葉がありません。 ●市の義務・責務をもっと具体的に書くべきです。 ●住民参加の手続、仕組みはどのように？ ●条例の見直し・改正の手続きの条がありません。 市民のかかわり方については？	

村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見書

No.2

案件の名称	(仮称) 村上市まちづくり基本条例 (素案)
<p>[意見記入欄]</p> <p>審議委員会の皆様の御苦心を慰労申し上げます。 素案を拝見し、率直に意見を述べさせて戴きます。 少々細かな点にまで立ち入りますが、とても重要な事と考えてのこと。ご了解ください。</p> <p>以下意見です。</p> <p>《指摘 1》</p> <p>条例となるので、今後議会で可決されると、市政の首長交代があっても改正手続きを経るまでは、重視されるものであるので、かなり慎重な検討が必要と考えます。 そこで、用語の定義などもされていますことは、大事な事と好評価します。どの様な概念をその言葉が示すのかを明示しておくことは必要でしょう。</p> <p>《指摘 2》</p> <p>条例にする事により、市民が継続して、まちづくりとは、何か？と、自治への参画を今以上に、してほしいという想いがあるように、全体の表現からは感じました。 この条例に基づいて総合計画も今後は策定される事になるという位置付でしょうか？この条例の位置づけを明記する必要があると考えます。 基本条例とするからには、条例の効力の及ぶ範囲の対象者を十分念頭においているのだろうか？と疑問に感じました。 本来自治は憲法の下、国民としては主体的に参画するべきものであるはずですが。 いまさらに、このような条例を作る必要があるのだろうか？というのが率直な意見です。 ただし憲法の下では外国籍の方々は含まれていません。実際には居住しているわけです。地方の自治体においては、現実には、住民である市民や県民以外に、県外・国外の方でも、そこに暮らす方々をも取り込んでの、まちづくりが求められます。 その様な事も考慮して、独自の条例化を考えたのでしょうか。 法律の専門家の御意見は得ての作業でしょうか？言葉の意味と、条例化する目的が曖昧なのではと感じました。</p> <p>第2条 (1) 市民 市内に居住している者、市内に通学している者及び市内に勤務している者をいう。</p> <p>とありますが、この条例での『市民』の定義が、先述の様な人々をも含む意味での『市民』の用語</p>	

ではないのでしょうか？ 曖昧である方がそれらの含意が込められて良いと判断されたのでしょうか？

定義とする前提を明確に示してほしいことを指摘します。

《指摘 3》

前文の 私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この文について、懸念がありました。

『ふるさと』という言葉を広辞苑で確認してみた処、

ふるさと [古里・故郷]

- (1)古く物事があった土地。古跡。旧都。
- (2)自分が生まれた土地。郷里。こきょう。
- (3)かつて住んだ事のある土地。また、なじみ深い土地。

なじみ [馴染み]

- (1)なれしたしむこと。なれしたしんだこと。

他の地から移転してきた人にとると、強いて言えば(3)かしら？という感じです。

(1)の意味で使用しているのでしょうか？ その点の確認をするよう意見します。

《指摘 3》

前文の 私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この素晴らしいふるすとは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

かけがえのないとは、替える事ができないという意味になるのですが、『市民』は移動の自由があり、転居もあり得ます。また良い処ばかりとも言えない現状もあるのですから、替えることが必要な事も生じるでしょう。

この表現では、替えることを禁じることにもなりかねません。『より良いものにして』とあるので替えることも考慮しているのでしょうか？ 表現の矛盾を除く事が必要では。

少々理屈っぽいと、お感じになるかもしれませんが、条例の持つ効力を考慮すると、こうした表現に留意することは大事と考えます。

また、『使命』とは、広辞苑によると

使命

- (1)使いとして命じられた用向き。使いの役目。
- (2)使者。
- (3)自分に課せられた任務。天職。

とあり、命じられてするという意味が含まれます。市民の主体性は、命じられて成り立つことではないと考えます。誰が命じるのでしょうか？

使命よりも、むしろ、『権利と責務』とした方が適切かと考えます。

《指摘 4》

条文 市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていくことが必要です。

『知恵を出し合い』について、知恵かどうか自信がなくても、各人の立場で考える事を『意思表示する』その様な態度の育成がまちづくりに繋がると考えます。

そこでこの表現を『意思表示し』にと意見します。

また、『乗り越えていくことが必要』ですが、必要だからと強要される事にならないような配慮こそ必要でしょう。

《指摘 5》

〈まちづくりの基本原則〉については、主語が行政側なのか、市民一般なのか曖昧です。

(2) 市民が行政と協働することを示しているとしたら、強要される事ではないと考えます。行政が市民の協働を尊重する。という事であれば了解できます。

この第3条も民主主義には当然なことであると考えますが、あらためて条例化するとしたら、議会での十分な慎重審議を願います。

村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見書

No. 2

案件の名称	(仮称) 村上市まちづくり基本条例(素案)についてのご意見
<p>町づくりは人づくり子供の時からエネルギーの豊富な元気な野菜をとることが大事です。 昔はアレルギー体質やキレる子供が少なかった。幼稚園から野菜を作って、自分の命と土のつながりを体験してもらおう。元気な定年者に学校や幼稚園に行って指導をして頂く。生きがいにつながる。</p>	